



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

718	大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	1
719	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	2
720	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	2
721	〃	( 〃 ).....	3
722	〃	( 〃 ).....	3
723	〃	( 〃 ).....	3
724	道路の供用開始	(道路保全課).....	4
725	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	4

## 告 示

### 和歌山県告示第718号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年6月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル岩出店  
和歌山県岩出市西野115-1

#### 2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第102号

#### 3 意見の概要

- (1) 騒音規制法及び振動規制法に基づき、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、届出が必要です。また、廃棄物の保管、処理等に関する添付資料に基づき、ごみの減量に協力していただくとともに、岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、一般廃棄物の減量計画に協働で取り組まれるよう、お願いします。
- (2) 道路及び法定外公共物に係る許認可を要するときは、申請が必要です。
- (3) 500㎡以上の開発行為については、岩出市開発事業に関する条例に基づく協議が必要です。また、3,000㎡以上の開発行為については、都市計画法に基づく許可が必要です。
- (4) 付近が通学路であるため、工事の施工に際し、交通等の安全に配慮してください。
- (5) 青少年育成のための声掛け、深夜営業時の警備強化及び駐車場の定期的な巡回等を実施してください（あわせて、関係団体が行う青少年育成活動に御協力ください。）。

#### 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）  
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）

#### 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和5年6月13日から同年7月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第719号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営畑地帯総合整備事業川口地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年6月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

#### 2 縦覧期間

令和5年6月14日から同年7月11日まで

#### 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局農林水産振興部農地課及び有田川町産業課

### 和歌山県告示第720号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

#### 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

#### 3 変更後の指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第721号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第722号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩出市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第723号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月13日

和歌山県知事 岸本周平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩出市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第724号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年6月13日

和歌山県知事 岸本周平

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市下津野字萩原289番5地先から同市下津野字萩原288番1地先まで

供用開始の期日 令和5年6月13日

**和歌山県告示第725号**

令和5年度空港用医療搬送車の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年6月13日

和歌山県知事 岸本周平

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
空港用医療搬送車 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和5年5月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
キンパイ商事株式会社  
大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号 SORA新大阪21・1401室
- 5 落札金額

66,550,000円（うち消費税及び地方消費税の額6,050,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和5年4月21日